

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
食品衛生法（昭和22年法律第233号）第60条	許可の取消し等	生活衛生課

- 1 法第60条第1項に基づき、期間を定めて営業停止を命じる場合の審査基準は次のとおり。

営業者が法第6条、第8条第1項、第10条から第12条まで、第13条第2項若しくは第3項、第16条、第18条第2項若しくは第3項、第19条第2項、第20条、第25条第1項、第26条第4項、第48条第1項、第50条第2項、第51条第2項、第52条第2項若しくは第53条第1項の規定に違反した場合、第7条第1項から第3項まで、第9条第1項若しくは第17条第1項の規定による禁止に違反した場合、第55条第2項第1号若しくは第3号に該当するに至った場合又は同条第3項の規定による条件に違反した場合であって、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。

- 2 前記1の処分期間

改善に要する相当期間。

- 3 法第60条第1項に基づき、営業の全部若しくは一部を禁止する場合の審査基準は次のとおり。

営業者が法第6条、第8条第1項、第10条から第12条まで、第13条第2項若しくは第3項、第16条、第18条第2項若しくは第3項、第19条第2項、第20条、第25条第1項、第26条第4項、第48条第1項、第50条第2項、第51条第2項、第52条第2項若しくは第53条第1項の規定に違反した場合、第7条第1項から第3項まで、第9条第1項若しくは第17条第1項の規定による禁止に違反した場合、第55条第2項第1号若しくは第3号に該当するに至った場合又は同条第3項の規定による条件に違反した場合であって、前記1の期間を定めずに当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。

- 4 法第60条第1項に基づき、法第52条第1項の許可を取り消す場合の審査基準は次のとおり。

営業者が法第6条、第8条第1項、第10条から第12条まで、第13条第2項若しくは第3項、第16条、第18条第2項若しくは第3項、第19条第2項、第20条、第25条第1項、第26条第4項、第48条第1項、第50条第2項、第51

条第2項、第52条第2項若しくは第53条第1項の規定に違反した場合、第7条第1項から第3項まで、第9条第1項若しくは第17条第1項の規定による禁止に違反した場合、第55条第2項第1号若しくは第3号に該当するに至った場合又は同条第3項の規定による条件に違反した場合であって、前記1又は3の処分による改善が見込まれず、許可を取り消す必要があると保健所長が認めること。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。